

日置市告示第 70 号

日置市甲冑の着付け体験等事業実施要綱を次のように定めた。

令和 7 年 9 月 30 日

日置市長 永山由高

日置市甲冑の着付け体験等事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、武将になることができるまちであることを広報し、もって地域活性化に資することを目的とする甲冑の着付け体験等事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は、日置市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の全部又は一部について、適切に事業を実施することができる者と認められる者に委託して実施することができる。

(事業内容)

第 3 条 事業は、甲冑の着付け体験又は貸付け（以下「体験等」という。）を希望する者に対し、市の職員が着付けの補助を行うこと又は甲冑を貸し付けることにより実施するものとする。

(事業実施日等)

第 4 条 事業の実施日、実施時間及び実施場所は、次のとおりとする。

(1) 実施日 1 月 4 日から 12 月 27 日までとする。

(2) 実施時間 午前 10 時から午後 5 時までとする。

(3) 実施場所 着付け体験の実施場所は、原則、市内とする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する実施日、実施時間若しくは実施場所を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(申請)

第 5 条 体験等を希望する者は、体験等を希望する日の 7 日前までに甲冑着付け体験等申請書（様式第 1 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(承認)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、その旨を甲冑着付け体験等承認（不承認）通知書（様式第 2 号）により当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による体験等の承認に当たり、必要な条件を付することができる。

(体験等の変更)

第7条 前条第1項の規定により体験等の承認を受けた者がその内容を変更しようとするときは、甲冑着付け体験等変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、変更の可否について決定し、その旨を甲冑着付け体験等変更承認(不承認)通知書(様式第4号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(承認の取消し等)

第8条 市長は、体験等の承認(前条の規定による変更の承認を含む。以下同じ。)を受けた者(以下「承認者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認の全部若しくは一部を取り消し、又は体験等を中止させることができる。

(1) 体験等の承認内容又は体験等の承認に際し付された条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により体験等の承認を受けたとき。

(3) この告示の内容に違反したとき。

(4) 公益上特に必要があると認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、甲冑の管理上特に必要があると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により体験等の承認を取り消したときは、甲冑着付け体験等承認取消通知書(様式第5号)により承認者に通知するものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消し、又は体験等を中止させたことにより承認者に損害が生じた場合でも、市は、その賠償の責めを負わないものとする。ただし、同項第4号又は第5号に該当することにより当該承認の取消し又は体験等の中止がなされた場合は、この限りでない。

(体験料等)

第9条 承認者は、別表に定める体験料等を市長が別に定める日までに納めなければならない。

(体験料等の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、体験料等を免除することができる。

- (1) 市又は市の機関が主催し、若しくは共催して体験等を実施するとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体が主催する市の歴史、文化、観光等の振興に資する事業において体験等を実施するとき。
- (3) 教育機関の教育活動において体験等を実施するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、体験料等を減額することができるものとし、その額は、当該体験料等の5割に相当する額とする。

3 体験料等の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ甲冑着付け体験料等減額（免除）申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、当該申請の適否を決定し、その旨を甲冑着付け体験料等減額（免除）決定（却下）通知書（様式第7号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（遵守事項）

第11条 承認者は、体験等に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 甲冑の着付けに当たっては、市の職員の指示に従うこと。
- (2) 承認を受けた使用時間を遵守すること。
- (3) 甲冑が汚損し、又は破損するおそれがある状況で使用しないこと。
- (4) 市長の承認を受けないで、甲冑の形状を変更しないこと。やむを得ず形状を変更した場合は、原状に回復すること。
- (5) 作務衣又は烏帽子の貸付けを受けた場合は、必ず洗濯等を行い、清潔な状態にして返却すること。この場合において、洗濯等及び返却に要する費用は、借り受けた者の負担とする。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

（損害賠償）

第12条 故意又は過失により甲冑を損傷し、又は滅失した場合において原状回復ができないときは、市長の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第13条 承認者は、体験等の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第14条 この告示に定める手続については、この告示の規定にかかわらず、電子情報処理組織（市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条及び次条において同じ。）と当該手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により行うことができる。

(電磁的記録による作成)

第15条 この告示の規定により作成することとされている書類等（書類その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成をもって、当該書類等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該書類等とみなす。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年10月1日から施行する。

別表（第9条関係）

区分		料金
着付け 体験	大將級・副將級・一般甲冑	1領当たり2時間につき 3,300円
	稚児鎧	1領当たり2時間につき 2,200円
	延長料金	1領当たり30分につき 500円
	団体による体験	10人以上 20人未満 20人以上
貸付け	大將級・副將級・一般甲冑	1領当たり1日につき15,000円
	稚児鎧	1領当たり1日につき10,000円
	延長料金	1領当たり1日につき 5,000円
	作務衣	1枚当たり1日につき 800円
	足袋	1足当たり1日につき 500円
	陣羽織	1枚当たり1日につき 500円

烏帽子	1枚当たり1日につき 500円
刀セット	1組当たり1日につき 500円
備考	
1 着付け体験に係る料金は、1人当たりの金額とする。	
2 着付け体験には、作務衣、足袋、陣羽織、烏帽子及び刀セットの着用を含む。	

様式第1号（第5条関係）

甲冑着付け体験等申請書

年 月 日

日置市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

甲冑の着付け体験等について、次のとおり申請します。

体験等種別	<input type="checkbox"/> 着付け体験 <input type="checkbox"/> 貸付
体験等日時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
体験等場所	
体験等人数	大人 _____ 人 子ども _____ 人 計 _____ 人
甲冑の種類	大将級・副将級・一般甲冑 _____ 領
	稚児鎧 _____ 領
その他着用物	作務衣（子ども用） 110cm _____ 枚 120cm _____ 枚 130cm _____ 枚 140cm _____ 枚
	作務衣（大人用） S _____ 枚 M _____ 枚 L _____ 枚 LL _____ 枚
	足袋 18cm _____ 足 19cm _____ 足 20cm _____ 足 21cm _____ 足 22cm _____ 足 23cm _____ 足 24cm _____ 足 25cm _____ 足 26cm _____ 足 27cm _____ 足 28cm _____ 足 29cm _____ 足 30cm _____ 足
	陣羽織 _____ 枚 烏帽子 _____ 枚 刀セット _____ 組
備考 「体験等人数」欄の子どもは、中学生未満の人数を記載してください。	

様式第2号（第6条関係）

甲冑着付け体験等承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

日置市長 印

年 月 日付けで申請のあった甲冑着付け体験等については、
次のとおり承認した（承認しなかった）ので通知します。

体験等種別	<input type="checkbox"/> 着付け体験 <input type="checkbox"/> 貸付
体験等日時	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで
体験等場所	
体験等人数	大人 _____人 子ども _____人 計 _____人
甲冑の種類	大将級・副将級・一般甲冑 _____領
	稚児鎧 _____領
その他着用物	作務衣（子ども用） 110cm _____枚 120cm _____枚 130cm _____枚 140cm _____枚
	作務衣（大人用） S _____枚 M _____枚 L _____枚 LL _____枚
	足袋 18cm _____足 19cm _____足 20cm _____足 21cm _____足 22cm _____足 23cm _____足 24cm _____足 25cm _____足 26cm _____足 27cm _____足 28cm _____足 29cm _____足 30cm _____足
	陣羽織 _____枚 烏帽子 _____枚 刀セット _____組

（不承認の場合）その理由

様式第3号（第7条関係）

甲冑着付け体験等変更申請書

年 月 日

日置市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け第 号で（変更）承認を受けた甲冑着付け体験等の内容を変更したいので、次のとおり申請します。

変更事項	変更前	変更後

様式第4号（第7条関係）

甲冑着付け体験等変更承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

日置市長 印

年 月 日付けで申請のあった甲冑着付け体験等の変更については、次のとおり承認した（承認しなかった）ので通知します。

体験等種別	<input type="checkbox"/> 着付け体験 <input type="checkbox"/> 貸付
体験等日時	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで
体験等場所	
体験等人数	大人 _____人 子ども _____人 計 _____人
甲冑の種類	大将級・副将級・一般甲冑 _____領
	稚児鎧 _____領
その他着用物	作務衣（子ども用） 110cm _____枚 120cm _____枚 130cm _____枚 140cm _____枚
	作務衣（大人用） S _____枚 M _____枚 L _____枚 LL _____枚
	足袋 18cm _____足 19cm _____足 20cm _____足 21cm _____足 22cm _____足 23cm _____足 24cm _____足 25cm _____足 26cm _____足 27cm _____足 28cm _____足 29cm _____足 30cm _____足
	陣羽織 _____枚 烏帽子 _____枚 刀セット _____組

（不承認の場合）その理由

様式第5号（第8条関係）

甲冑着付け体験等承認取消通知書

第 号
年 月 日

様

日置市長 印

年 月 日付け第 号で（変更）承認した甲冑着付け体験等
については、下記のとおり取り消したので通知します。

記

- 1 取消年月日 年 月 日
- 2 取消しの理由

様式第6号（第10条関係）

甲冑着付け体験料等減額（免除）申請書

年 月 日

日置市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

甲冑着付け体験料等の減額（免除）を受けたいので、次のとおり申請します。

体験等種別	<input type="checkbox"/> 着付け体験 <input type="checkbox"/> 貸付
体験等日時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
体験等場所	
体験等人数	人
減額（免除）の申請理由	
※減額（免除）前の額	円
※減額（免除）する額	円
※減額（免除）後の額	円
備 考	

注 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第7号（第10条関係）

甲冑着付け体験料等減額（免除）決定（却下）通知書

第 号

年 月 日

様

日置市長 印

年 月 日付けで申請のあった甲冑着付け体験料等の減額（免除）については、次のとおり決定（却下）したので通知します。

体験等種別	<input type="checkbox"/> 着付け体験 <input type="checkbox"/> 貸付
体験等日時	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで
体験等場所	
体験等人数	人
減額（免除）前の額	円
減額（免除）する額	円
減額（免除）後の額	円
却下の理由	
備考	